

強附會する傳説は多くは取るに足らぬ。來國次を
行光正宗の師とするは正宗の門弟とする撞着の如
きも後者の方が怪しいと想はれる。鎌倉作風の天
下を風靡した徑路と諸國同風の刀工に關する研究
は他日に譲り唯論究の一系理としてこれだけを茲
に附加へるに止める。

最後に一言せねばならぬのは鎌倉鍛冶、特にそ
の初期の諸工は開府後日淺く鎌倉自身が政治文化
の中心として平安京及び近畿地方から獨立する以
前に於て餘り尊重せられぬのが彼等に不利益で終
にその名すらも忘失さるゝに至つたのは環境の事
情の然らしめる所として怪むに足らぬことである

莊民の生活 (再び)(上)

——山城宇治田原莊——

文學士 中村直勝

—

私は嘗て本誌第八卷第一號に、「莊民の生活」と
題して特に伊賀國黒田莊の莊民に就いて記述した
事があつた。そのときの私の企圖は引繼いて各地

の莊民に就いての考察をするつもりであつたが、
鈍重な私には幾星霜が瞬く間に過ぎ去つてしまつ
たその間に私は、何れの莊園間にでも度々繰返さ
れて起つた所の堺相論の事に關して少しく史料を

蒐集して見た。江州伊香郡の大浦と菅浦、同じく滋賀郡の葛川庄と伊香立庄、山城宇治田原莊と江州曾東庄との間にあつたその如き、その一二であつて、何れもそれ／＼特異の由來と事情とによりて惹起せられたゞけに、特異の象相を示し、盡きせぬ興味が湧いて來るのを覺ゆる。私はそれらの中で、材料の纏りがついたらまゝに、山城宇治田原莊を中心とした楔相論について略述し中世に於ける莊民生活の一斑を示したいと思ふ。それについては先づ、宇治田原莊の成立・組織等の如き、莊民生活の背景となるものを一通り觀察する必要がある。

二

洛南宇治を中心とした一帯の地は、王朝の盛期以來藤原氏一族の別莊地として好愛せられた所である。御堂關白道長が建立した木幡の淨妙寺、宇治關白頼道の平等院、頼道の女で後冷泉院の皇后

になつた四條皇太后宮寛子の宇治白川の金色院(註一)、はては日野氏の日野法界寺は何れもその別業又は別業を捨て、寺院としたものである。榮花物語の讀者は、藤氏一族及びその出自なる后妃が木幡山に葬らるゝ事の多いのに氣附き洛南と藤氏との間にある深き聯繫のあるを思はしめるであらう。

茲に記さんとする宇治田原莊はまたその一部をなすものであつて、勿論明確な事は知れないけれども、一條天皇の頃には、藤氏との間に關係があつたやうに思はれる。

宇治田原莊は現今は京都府綴喜郡宇治田原村と言はるゝ所であるが、古來宇治田原越又は禪定寺越として宇治より近江小田原・大石を経て瀬田又は信樂地方に越えた交通路の中樞であり、平安京以前の古道として天日槍・忍熊王の際に既に史上にその名を留めたものである(註二)。これ山間僻邑の

別乾坤が割合に早くから知られた理由であらう。

註一「京都市史蹟勝地調査報告」第七册所收西田博士「白河金色院」

註二「歴史地理」第十一卷第二號三浦博士「古道の研究」

三

宇治田原莊の中心をなすべきものに禪定寺がある。正しくは白華補陀洛山觀音妙智院禪定寺と言ひ、もと天台宗であつたけれども、中頃改宗して

禪宗に屬して居る。寺傳によると、本寺は東大寺權別當平崇上人の開基であつて、上人は顯密俱學の巨匠、明徳知行清純の高徳であり、常に阿字を觀じて居つたので、毎時口より金色の光を放つた然るに東大寺の別當に補せられて俗事に携はる事になつて以來、その光が消え失せたので、乃ち別當を辭し懺悔のために私領の山野を卜定して堂宇を建立し十一面觀音像を安置し奉つた。それは、正曆二年の事であるとする(註三)。しかし平崇が東

大寺權別當に補せられたのは正曆五年七月二十一日の事で、辭任したのは長徳四年十二月の事であるから(註四)、その寺傳は寺傳として、年代上の錯誤の如きは縁起の常として許さるべきであらう。

鎌倉時代末の寫と思はるゝ禪定寺由來記には、正曆二年三月二十八日手斧始を行ひ、長徳元年に造營の功畢れりとするのを、先づ信すべきものかと思ふ。

かくして長保三年四月八日に至りて平崇は田島墾田柚山家地等を本寺に施入した(註五)。その施入狀今なほ本寺に現存し、國寶に指定せられて居る。本書は惜むらくは前半を缺いて居るので完全な事は知れないけれども、綴喜郡中村郷、久世郡竹淵郷にある數十町歩の土地、並びに綴喜郡田原郷宇山田にあり、限東近江堺綾槻大尾・限南國分寺山大讓葉峰・限西公田・限北大津尾谷を四至とする柚山一千町以下が明記されて居る(註六)。その後知足

院忠實の時には家司利元及鑑取則光を下向せしめて、山一十町及田百町の四至に榜示を打たしめた事もあり(註七)、爾來宇治田原庄と呼ばれたものは大體に於てこれらの土地であつたのである。

註三 禪定寺文書(以下單に文書名を記せるは禪定寺所藏文書

なり) 仁平元年□月廿二日大法師仁朝解伏、乾元二年三月日

禪定寺目安案等 註四『東大寺要錄』 註五『東

大寺別當次第』 註六 養和元年十一月廿一日禪定寺下

司入道舜西の注進狀また此四至によつて居る 註七 元

應元年禪定寺訴狀案以下

四

宇治田原と藤氏との關係が史料に見えるのは攝政東三條殿兼家の時からである。禪定寺文書中の鎌倉末葉と思はるゝ禪定寺由緒書並に嘉元二年八月の奥書ある記録、寛元三年十二月と推定さる平等院鑑取友成申狀案等によると僧齋然が支那より歸朝したとき、文殊菩薩像を將來し、それを兼家に寄進したので兼家は東三條殿内に文殊堂を建立

し、宇治田原の住人二十人を選びてその御香寄人としたと言つてをる、これが禪定寺の記録から見た藤氏と禪定寺との最初の關係であるが、その何故に禪定寺住人が召されたかの理由は傳はらぬ。正史によれば齋然が入宋したのは天元五年十一月の事であり、歸朝したのが永延元年二月十一日の事であるけれども、文殊像を將來した事に關しては不明であり、日本紀略正曆二年六月三日の條に齋然の弟子僧が宋より文殊像を持ち來りし事を記すのみで、それが果して東三條殿に寄進されたか否やに就ての確證はない。たゞそれらの記述から推して、その頃に既に宇治田原と藤氏との間に關係が出来て居つたように思はれるのである。

兼家の子道長を経て頼通に至り、永承七年、源融の營んだ別業を收めて平等院を興した。頼通の子覺圓は圓滿院大僧正明尊の資として三井寺の長吏となり、寺門でありながら珍らしくも天台座主

となり、その威さすがに一世を被ひ、やがて平等院の執印を兼ね宇治僧正と呼ばれるに至つた。禪定寺は時恰も別當覺勢阿闍梨の時であつたが、「爲

募御威」杣山以下の寺領を平等院に寄進して之を領家と仰ぎ、その保護の下に立ち、寺家はその支配に屬する事になつた(註八)。それ以來宇治田原庄は攝籙家の家領の一部として京極殿師實に傳はり更にその孫知足院禪定殿下忠實に渡つた。この忠實を富家殿と呼ぶを以て(註九)、宇治田原莊はまた

「富家殿」と呼ばれ(註一〇)て居る。忠實の手からはその女にして鳥羽院の皇后となつた高陽院泰子に傳へられ、次でその兄法性寺殿忠通に、次でその子六條殿基實に傳へられた。基實は即ち近衛家の祖先であつて、茲に宇治田原莊は近衛家領の一部となつたのである。基實からその子普賢寺殿基通に傳へられた近衛家領は、猪隈關白家實、知足院尼上以下に分與せられ、宇治田原莊は龍前公に傳

へられた(註一一)、龍前とは恐らく基通の子にして家實の弟である北白河殿道經の法名かと思ふけれども、確かではない。

如此分領された所領は何れも一期の後は、惣領たる岡屋關白兼經の手に歸し、爾後近衛家領として傳領されたのであるが、宇治田原莊また同じ徑路を以て傳領された。禪定寺文書康永二年十一月日の山司職賢性の讓狀にも「近衛殿御領田原郷」と言つて居るのはその一證である。

宇治田原莊の東に直ちに堺を接するものは即ち江州栗太郎の曾東莊であるが、該莊は法性寺關白忠通より法性寺の塔頭たる最勝金剛院に寄進せられてその領地となり、終に九條家を本所と仰ぐに至つたので(註一二)、こゝに近衛家と九條家との勢力が相接觸する事になつた。私が此の小篇で主として述べようとするのは、この間に惹起さるゝ葛藤に就てゝある。

註八 仁平元年□月廿二日阿闍梨仁朝解狀 註九 尊

卑分脈 註一〇 建長五年十月廿一日注進「近衛家所

領目錄」禪定寺文書寛元二年五月日近衛家政所下文

註一一 建長五年十一月「近衛家所領目錄」 註一二

東福寺文書建長二年十一月日「藤原道家總處分帳」

五

本莊は既記の如く近衛家を本所とし、平等院を領家とし、その下に預所があつて、禪定寺大房留守職、山司職等を補任したものである、殊に留守職に至つては、三昧堂並毗沙門堂の住僧職と相並びて、禪定寺に常住して寺務を執行すると共に、莊務を覽たものであり、且つ多くの僧徒の棟梁であつた。而してその僧徒の中から擇ばれて山司職となり、寺領一千町の柚山を經營したものがあつたのであるが、終に惣衆を以て之に補し、寺山の保護監督に當らしめた。その補任状は全く形式を整へないで下文のやうなものである。

下 山城國富家殿内田原殿郷山司職事

禪定寺總衆中

右以彼人之所補任當職也、任相傳之旨、全管領、有限恒例臨時課役等、任先例、可被致其沙汰、早百姓等可應之、依仰狀如件

貞治四年五月十三日

預所沙彌判

何分にも本莊の大部分は柚山であつて、しかも一千町といふ莫大な面積であり、且つそれが管理に最も不都合な森林であるので、従つてその保護には随分の苦心を以てしたらしく、次の禁制の如きその一斑である。

寺山禁制事

定條々

- 一 寺山四至限東、限北、西ノ高峰
- 一 此寺山内ニテ要木不可盜、切付之可有□深者也
- 一 檜梢類小木ニテモ盜切タラム者、鎌ヨキノ外ニ、三百文過料ヲ引セテ、可加御堂修理也
- 一 松椎樅木、殊ニ不可切、要木タル故也
- 一 松ハツリ、殊ニ可禁制者也

一山盜之過、不可有別義、所持鎌ヨキノ外、見合タラ
ムニ隨テ可取之

一取タラム鎌ヨキハ、山守其外何人タリトモ、見合、
取タラム者可爲得分

一此寺山内ニテ、維那ナリトモ柴刈事、可禁制之

一山守事、殊ニハ□堂住僧可爲役、其外何人モ見合タ

ラムニ隨テ、禁制、鎌ヨキ可取者也

右、守條々定置三間、各不可令違背之狀如件

永仁四年^丙十二月 日

* * * * *

その衆徒等の下には東三條殿文殊堂御香寄人と稱する階級の人が二十軒居る。その起原は前に記した所であつて、その始めは二十人であつたが、その數は可なり嚴重に維持されたと見えて、寛元の時もなほ二十人だとある。常に寺家雜掌と相扶翼して莊民の權利を保護し(註一三)、兼ねて彼等自身の身分をも保護したのである。

註一三 寛喜元年十一月八日鎌倉將軍家御教書案の中に「……並寄人御所侍等解狀」の句があり、文保元年十二月日には禪定寺々領河原山が往古以來の寺領なる由緒を述べ「而至于今被收公此山者、寺社の顛倒不可廻踵、寄人之牽籠可有指掌……所詮、經急速御沙汰、被申改彼御教書者、專符本願素意、殊抽寄人之丹棘矣」と言つて、河原山を收公せんとするの非違を訴へて居るものがある。

六

その寄人とは如何なるものであつたかを見る恰好の事件が寛元三年十二月に起つた。當時の莊民生活の一部でもあるから、茲に併叙する。

それは十二月七日の事であつた。禪定寺の寄人五六人と木幡住人どが打伴れて上洛した。七條京極の法性寺の邊に來たとき、どうした機か寄人の馬と住人の馬どが走り出した。寄人は何心なしに木幡の馬を引留めた。それは別、何の理由もなしに留めたのであつたが、木幡の住人は非常に立腹して寄人の尻を蹴つたり、頸を取つて打擲したり

散々な目に合せ、見物の諸人もその由來する所が

た。

分らない程であつた。寄人の方は人数も少い事であるので、一切を堪忍して居ると、住人の方から和平すべき由を申したので、寄人は承諾した。然るに寄人が京都に於ての所用を果しての歸途、木幡では多數の住人が待伏せて寄人を毆打し、終に一人は打ち殺されんばかりになり他は悉く負傷し漸くの思ひでこの重傷者をつれて禪定寺に歸らうとしたが、一坂に至つたとき終に重傷者は死去した。子尅であつた。その訴を聞いた平等院は、公文阿盛の名によりて乃刻に木幡淨妙寺執行御房に宛て、書狀を出し、往昔より宇治と木幡とは一切喧嘩をしなかつたものであるに、此事件の突發した事は頗る遺憾であるとし、寄人は死者を昇いで木幡に攻寄せんと言ふのを、強いて様々に宥誘して居る旨を述べ、且つ禪定寺寄人が、東三條殿以來寺家として重役無双のものである由來を追申し

翌八日、寄人は更に長者殿下政所に對して事の仔細を報告し、住人との間に何等の遺恨のあつたゆめでなく、寄人中に錢を持參したものがあつたので、それを奪取らんがために木幡に待伏せたのである。その所行たるや全く山賊であるから、向後傍輩のために、件の輩を召出し、その頸を木幡山に於て懸けられん事を要求し、もし然らざれば如此き山立(山賊)は今後に於て絶えざるべく、寄人は一人も召仕はるまじく、その上死人を木幡の下手人の家に早起込むべしと言ひ、この訴狀は速刻に提出すべきであつたけれども寺家の御制止のために遅々今に及んだと言つて居る。茲に言ふ寄人一人も召仕るまじと言ふのは、即ち當時寄人の勤仕した所役で、東三條殿文殊堂が亡失して以後は、西法花堂、五大堂、池殿御堂(以上、何れも平等院の一部歟)の香料を負擔し、且つ平等院、

園城寺長吏、攝關家、准后家、禪定殿下等に年末年始の諸役に參仕し、臨時の用夫ともなり、なほ平等院の修正會にも參勤した事を指したのである。

次で十二日には再び寄人は訴狀を出し、平等院所司もこの寄人の重申狀を副進として長者殿下政所の裁定を申請し、寄人の古來よりの由緒を述べかくの如き現状では年末年始の所用にも事缺き、修正會また行はれ難きを以てした。そのときに喧嘩をした木幡住人八人のうち彌源二、藤四郎の二人は直ちにその本所たる聖護院より召出されたが

中六男は、座主御房祇候者の從者といふので、未だ召出されない。寄人はその中六男をも早く召出されてこれまた禁獄せられたいとの要求を十二月十八日に提出した(註一四)。

その結果は如何になつたかは、知るだけの史料に缺くを以て遺憾ながら、これ以上の事は記録する事が出来ない。加之、淨妙寺方の之に對應した

陳狀等がある筈だけれども、それが今すべて不明であるために、寄人側の言ひ分がどの位の根據のあるものであるか、充分明かにし得ない。

普通の場合に於て、如上の所役を勤仕して居る寄人には、またそれ相應の特權が代償として附與されるのであるけれども、禪定寺のそれは不明である。乍併、平安朝末期以來、社寺領によく見はるゝ寄人なるものゝ一例を臚氣ながら知る事が出来るようと思ふ。

註一四 (寛元三)十二月七日平等院公文阿盛書狀案、(寛元三、十二、八)禪定寺寄人訴狀案、十二月十一日長吏御房政所定舞書狀案、寛元三年十二月十二日禪定寺寄人重申狀案、同日平等院所司解狀案、同年十二月十八日禪定寺寄人訴狀案等參取。

七

最後に与斯き由來と組織と中心とを有する近衛家領・平等院末の宇治田原莊と、九條家領の曾東莊との堺相論を考察して見よう。

宇治田原莊と曾束莊との堺相論は、乾元年間より元應に至つた約二十ヶ年間のものを第一とし、應永二十三、四年のもの及び寶徳三年のもの以下徳川時代のものをも數へ得るが、今はその最も長い時期に互つた乾元——元應のものを略述しようと思ふ。

此相論は乾元年間禪定寺の住人が曾束莊大田谷に亂入し、山木を伐取り、炭釜を破壊し、百姓の資財を奪取し、その家屋を破却し、且つ多數の百姓と刃傷をしたので、その悪行の張本を罪科に行はれん事を時の藤氏の長者二條兼基に訴へた事を濫觴とする(註一五)、禪定寺の方では勿論之に應じて、嘉元二年以來陳狀を呈出して對争する所があつたが、丁度そのとき長者の遷替があつて、九條師教が代つた。曾束莊の本所は九條家であるから頗る好都合に見える。しかし禪定寺の方では大田谷を以て平等院領であると主張し、平等院公文信

盛所帶の繪圖を以てその典據としたので、曾束はその繪圖の提出を求め、曾束の所藏の繪圖と對校せんとした。然るに奉行の藏人佐は禪定寺に方人して少しもその要求に應じない、曾束の雜掌は漸次連日の參訴に疲れて來るし、之、反して禪定寺側の悪行狼籍は日に募つて行くのみであり、終に曾束莊は最勝金剛院の長日護摩料所として嚴密の土地であるけれども、莊家は牢籠し佛聖供燈油料等を備進する事が出來なくなつた(註一六)。勝ち誇つた様な禪定寺は更に徳治三年三月二十七日大田山數十町を焼拂つたり、五月六日には多人數で曾束に亂入し、百姓を打擲し、その中、袈裟二郎男といふ男は半死半生の目に遭はされた。就ては、曾束は是非の決定は先づ聞いても、打擲刃傷の罪は早く所斷さるべきであり(註一七)、且つ訴訟の進行中に狼籍の振舞ある事はこれまた嚴誠を加へらるべきであるとして、その處分を求めた(註一八)。

それについて潤八月禪定寺より陳狀を出し、終に
兩方とも境界を判然と糺定する事を承諾したので
あるが、しかし長者殿下の御使はなか／＼その堺
に葺まない。延慶二年六月日、同三年四月日の會
東庄訴狀案は何れもその御使の堺に來らん事を請
求したものであるが、終にその九月頃に和與が出
來たので、一旦この訴訟は中止の姿となつた。

然るに問題は再び正和三年から繰返された。そ
れはまた禪定寺住人が堺を越えて會東に亂入し、
前回にも劣らぬ自由の張行をしたといふ同年七月
日の會東の訴狀に初り、八月廿五日には禪定寺よ
りは之に對する陳狀を出し、之を謀訴なりとする
會東の再訴狀、それに反對する九月日の禪定寺の
再陳狀と當時の訴訟法のまゝに訴陳は番へられて
行つたのであるが、同年十月日の會東庄百姓等の
名による三訴狀によると、禪定寺住人の亂入した
地點が果して會東庄か禪定寺領かといふ所が最も

重大な論點であるらしく、會東庄は平等院公文下
野前司阿盛の注進する所の延應年間の繪圖により
て自己の主張を正しいものであると申立てたが、
禪定寺はその繪圖を平等院の寶藏に收め込んでし
まつて返さないのみならず、その繪圖は公文阿盛
が會東土民の浮言に従つて引いたもので本證ある
ものではない、従つて延應以往の龜鏡あらば、それ
を提出すべしと言つた。會東庄はそれを駁して延
應指圖を引いた阿盛は平等院には殊に忠勞のある
公人である。何となれば彼は承久大亂に際し、平
等院の寶藏が破却せられ、所納の重寶等悉く紛失
した時に、諸國七道を尋搜し、彼の寺領堺に莅
んで舊跡を糺し、以て堺圖を定め末代の昭隆を思
うた清籙名譽無双の仁である。その公人の繪圖を
以て土民の浮言によるものとする禪定寺側の言ひ
分の、頗る常規に慄る所以を擧げ、政所は宜しく
彼繪圖を召出されん事を要求して居る。

此時は禪定寺の方も餘程困つたと見えて、係争の問題である堺相論以外の方面に於て曾束の弱點を見出しそれを持ち出した。即ち曾束が長日護摩壇木料と號して綱代を構うる事は勅命に背く事であるとして所斷すべきであると言つたらしい。

之に對する曾束庄は、當庄の綱代は往古以來あるものにして今更の結構に有らず、たゞ近年洪水のために破損流失してしまつてゐはない。それを綱代を新に構へたかの如く言ふのは、眼前の虚誕である、その上、當庄の綱代を停止すべき由の勅命に接した事はない、従つて勅定に背いた罪のあらう筈はないと應訴した(註一九)。

そこで翌四年五月に禪定寺の三陳狀が出て、知足院殿下の御代に下家司利元・鑑取則光等が堺に莅みて勝示を打ち、それによりて引いた差圖なるものを提出し、如此き權威のあるものと、士民胸臆の説に基いて注されたる曾束側の差圖とはその

間自ら輕重用捨のあるべきを述べ、綱代の禁止は靈社異他之貢祭でも、公家嚴重の御膳所でも悉く破却されたのであるから、曾束に限つて勅免のあらう筈がない、のみならず、洪水で流失して現在しないと云ふのは全くの僞言であつて、近隣の住民に起請文を以て訊問されたら、事の實際が明白になるであらう。而してもこの禪定寺の申狀になほ以て御不審あらば双方を召出して庭中に於て對決せしめられたいと言つて居る。綱代を天下一齊に禁止した事は事實であつて、この點では曾束の言ひ分は強辯の譏を免れまい。

禪定寺からは知足院殿下の御代に出來たといふ指圖を提出したので、曾束も亦、治安年間の閑院太政大臣家寄進狀及び仁安の太政官府なるものを引いてその四至を争つたが、しかしそれは禪定寺から本書の提出を求めらるゝに及びて上醍醐に隱置いたとて提出を否まねばならなかつたし、また治

安寄進狀と延應指圖と延慶四年の注進狀とに記さるゝ四至に出入ある事を禪定寺側に指摘せられて(註二〇)、曾東莊側は却つて不利に陥る事に役立つたにすぎなかつた。

如此き訴陳は今後も脈々として續けられたのであつて、禪定寺文書では元應元年後七月二十八日まで跡附け得るが、まだそれでも結末はついて居ない。

- 註一五 徳治二年九月十一日曾東百姓訴狀案 註一六 同上
註一七 貞永式目第十條、第十三條、新編追加
第九十八條、第九十九條 註一八 徳治三年七月日曾東莊雜學良因再訴狀案
註一九 正和三年十月日曾東莊百姓等三訴狀案
註二〇 文保元年十二月日前欠禪定寺陳狀案

八

禪定寺領と曾東庄との堺相論は要するに大田谷が何れの所屬に歸すべきかといふ點にあつた。そしてそれを争つた兩莊民間に、破壊・刃傷・強奪等が行はれた。そのために相方より幾多の史料を出

し、幾種かの方策を構じたけれども、二十年に垂んとしてもまだその解決が得られない。私が今以上記述した所はたゞ單にその筋道を辿り出来るだけ簡略に記したのであるけれども可なり飽きが來た程である。二十の歳月を堺相論に費した當時の莊民の忍耐力には愕く。それと同時に、殺伐な時代であつたゞめとは言ひながら、近邑隣郷が何故にそんなに刃傷沙汰に及ばねばならなかつたかと怪しむ。彼等はまたこれと殆んど時を同じくして別に南の方の大炊寮領の奥山田郷とも堺論をやつて居る。彼等の間には平和な日が果して幾日あつたのであらうか。

地表を正確に測定する事は科學の進歩した今日に於てすら困難な事業である。況して技術も至つて幼稚であれば、製圖の方法も極めて拙劣であつたらう時代に於て、土地の四至を嚴密に定める事は平地に於てさへ至難な事業であつたらう、山地

森林沼澤に於ては、殆んど不可能の事であつたらう。これ我國史を顧みると最近まで各地方に於て境界争の絶えない最大の理由であつたらうと思ふが、塚相論のために隣村との間に久しきに亙る係争問題のあつた事は、當時の住民に取りては何よりの不幸ではなかつたか。之を他面から見れば、

莊民・村民が一致團結して事に當らんとする思想を養成するには役立つたらう、莊民村民の一味同心といふ練習は出來たらうけれども、何だか彼等が浴した太陽の光は黒ずんでるやうに見え、彼等の心境は圓味がないやうに思はれてならない。

佛典に顯はるゝ振旦の語に就いて (上)

文學博士 松本文三郎

一

古來我邦の佛敎者特に悉曇學者は、支那國土を顯はすに振旦の語を用ひて居ることは人の能く知る所である。何時頃から此語が我邦に輸入せられたかは明らかに判らぬが、平安朝に至る迄の我邦

の學者は専ら唐とか大唐とか稱して、未だ振旦の語を用ひて居ないやうである。が弘法大師は一方には大唐の語も屢々之を用ひて居るが、他方には又振旦の字を以て之を顯はす、例之へば「梵字悉曇字母並釋義」又「摩騰竺蘭等以此梵文、來傳振旦